

令和元年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

令和元年11月29日（金）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

朝日晴彦，大木一俊，小野瀬厚，加藤高，瀬戸啓子，高橋茂，寺山厚子，
成田律子，蓮田哲也，檜原貞亮，矢倉亜希子，和田真大

2 事務局

及川裕康（首席家庭裁判所調査官），大野正明（首席書記官），島田貴士（主任書記官），半田昌良（裁判所書記官），川瀬弘之（事務局長），田中寛樹（事務局次長），深田優子（総務課長），蛭名勇太（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（小野瀬委員，加藤委員，瀬戸委員，和田委員）

2 委員長の選任及び委員長代理者の指名

委員の互選により，小野瀬委員が委員長に選任された。

委員長の指名により，瀬戸委員が委員長代理者に指名された。

3 「成年後見制度の現状と今後の在り方について」の概要説明等

(1) DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」の視聴及び「成年後見制度の現状について」裁判所からの説明（概要）

(2) 「成年後見制度の今後の在り方について」裁判所からの説明（概要）

4 意見交換

（発言者：□委員長，○委員等，◇事務局）

(1) 成年後見制度の現状について

□ 成年後見制度の利用の現状について御説明申し上げました。説明にありましたとおり、栃木県内全体について、やや利用状況が全国に比べると活発ではないというような状況があらうかと思えます。今回、この現状についてどう考えるのか、その原因としてどういうことが考えられるのか、それを踏まえてこの制度をもう少し利用していただくためにはどういったことが考えられるのかという点について、御意見をお伺いしたいと思っております。

まず皆様から事前にアンケートで御感想・御意見を頂きましたが、伸び悩んでいる現状の背景や原因について集約した御意見の一つとして、余りこの制度自体について必要性を感じていないというような御指摘があらうかと思えます。この点について少し御意見を御紹介、御披露していただければというふうに思えます。実感としてやはり余りメリットが感じられないという方が多いという感じでしょうか。

○ メリットというよりも、大体介護施設では預金等も管理して事実上出し入れをしており、よほどのことがないとそれを変えません。弁護士として相談を受けた中に介護施設での預金の横領事件がありましたが、要介護度が4とか5になっていた場合は、後見が相当だと思のですが、申立てをしていません。やはりそれは事実上、介護施設で管理していて費用や手間暇をかけて申し立てる必要がないからです。これは、親族の場合も同じではないかと思えます。もう一点は、これも相談を受けている例なのですが、後見人になったのはいいのですが、被後見人が長生きするわけです。そうすると、後見人になった人も高齢化して、なかなか大変な面があります。そういうのを知っているとなかなか二の足を踏んでしまうといった事象があるのではないかと思えます。更に、私は弁護士なのでどうかとは思いますが、弁護士や司法書士が後見人になった場合、費用が高くなってしまわないかといった危惧というか、懸念があったりして二の足を踏んでいるのではないかとも考えます。

□ ありがとうございます。いろいろと手続的に大変じゃないか、あとは費用の問題と、そのような制度利用に当たってのハードル面というのは、御意見の中でいろいろと頂戴しているところはあります。今委員のほうから御紹介がありました、親族あるいは介護施設のほうで管理してくれているのではないかというような実情、あるいは利用することのメリットがわからないという御意見もいただいています。皆様の中で特に高齢者の方とよく接する機会があり、実際に親族や介護施設が管理を行っているようなことはございますか。

○ 私も、はっきりした根拠はないのですが、栃木とか宇都宮は、家族がしっかりしているのもあると思います。ただ周りを見てみると、やはりそういう中でもお子さんが少なくなり、お孫さんが東京行く、外国へ行くという中で、これから結構ぐぐっと増えてくるような気がします。私は田舎に住んでいますが、高齢者が1人で暮らしている、家族はいらっしゃっても東京に住んでいる等、隠れているニーズとしてはあるので、そのうちとても深刻な問題などが出てきたりすると思います。恐縮ですが、先ほどのDVDを見ても少し眠くなるような難しい話です。ただ他人に管理してもらうのであれば、やはりこのようにやらなければいけないかなとは思っています。昔からある制度といっても、成年で自分がお世話になるかもしれないという感覚で今までこういう制度を見ていなかったのですが、これからはやはりPRは必要なのではないかなという感じがしました。

□ 栃木県は東京にも近いし、お子さんは一緒に住んでいる方が結構今は多いというところもあるのでしょうか。ただ、本当に資産が大きくなると、本当に介護施設で大丈夫なのかとか、あるいは親族の場合ですと、後々の相続のことを考えて、本当にこの親族に任せて大丈夫なのか、そのようなことも色々あるかと思いますが、何かほかに栃木の実情なり、実際の高齢者の方の財産管理についての実情について、御感想、御意見をお持ちの方はいらっしゃ

やいますか。それから今のお話では、このような制度があるということをも
う少しPRしたほうがいいのではないかという、こういう御趣旨のお話しで
したが、いただいた御意見の中でも、そもそもこの制度が知られていないと
いった御意見がありますが、いかがでしょうか

○ 後見人制度に対する知識不足があるのではないかということアンケート
に書かせていただきました。大学の授業では法学部ですから、法律の知識
としては当然与えるわけです。しかしながら、学生の様子を見ていますと、
この制度があるということを知らない学生が非常に多いです。最初の教育の
場が大学であり、しかも、他学部ではほとんど教えないわけです。市民に知
られていない制度ということがここからもわかるかなという気がします。県
内の市の委員などもしておりますが、できれば小学校や中学校に赴いてPR
活動として制度の活用を広めていく、知識を広げていく、こういった手段が
あるということを知らしめていくということは一つ必要なのではないかと感
じています。

□ 確かにそのような法律の教育というものは大事ですね。制度自体やはり余
り知られていないという印象ですか。

○ 県に勤めていますが、県でも色々な施策を県民に情報発信したり、広報し
たりという点がなかなかうまくいかない、周知ができないということがあり
ます。今回のこの件につきましても、我々も公の機関なわけですが、なか
なか公の機関で広く周知させるというのは難しいところがあるのではと思っ
ています。解決策とかではないですが、当然色々な工夫も必要だと思います。
けれども、本当にきっちりと周知させていくためには、財政状況が厳しい中
ではありますが、やはりそれなりの予算も使いながらしっかりと広報してい
く、普及啓発していくということが必要ではないかと思いました。

□ 裁判所も、10月30日に法の日というのがあって、そのイベントを活用
して成年後見のPRを行いました。おっしゃるとおり役所といいますか、制

度の所管しているのが法務省ではありますが、うまくPRできているかというところはあるかと思えます。

○ 先ほども言いましたが、やはり重点的に知識を得ておいたほうがいいと思うのは介護の現場とか老人施設です。そして、通常は、何かの相談に行くとしたら身近な自治体の市町村が多いと思えます。そういった方々に知られていないとその後広めてもらうことができないので、制度がわかるよう市町村の人たちを集める研修などを定期的に行ったほうが、より効率的なのかなと思えます。また、市町村も申立てができますが、それも案外されていないのではないのでしょうか。

□ いわゆる中核機関や自治体の取組の中でどのように利用を促進していくかという、本日の委員会の後半のテーマにも今の御指摘は関わってくるのではないのでしょうか。ここまでニーズの問題と周知の問題が出ましたが、例えば実際に申立てをされる場合に、どういったニーズに基づいて申立てがされているかが、多少わかりますので、ご説明します。

◇ 実際に現場で話を聞いてみますと、申立ての動機として預貯金を管理していきたい等を挙げる方々が多いです。ざっと統計をとって見たところ、やはり預貯金の管理とか解約とか、そのような理由が半分近くを占めていました。そのほか身上監護、相続放棄や施設入所といった理由がその次を占めるようです。あくまでも現場感覚ではありますが、預貯金の管理をしたいというところで申立てを考える方が多いという感覚です。

□ 金融機関のほうもそのような高齢者の預金の管理については慎重になっていると思えますので、今御説明したような申立てのバックグラウンドというのは結構広くあると思えます。そういった意味で財産管理のニーズというのはありますので、PRなり、この制度のメリット、さらにはこの後でお話しいただくようなハードルをいかにして低くしていくかという、そのあたりも大事かなと思えます。今申し上げましたハードルの高さといった点につい

てもいろいろと御指摘をいただいております、大きく分けて、1つは心理的なハードルと、それからもう1つは実際上のハードルというものがあろうかなと思います。いただいた御意見の中で、特に栃木ということなのかもしれませんが、心理的な抵抗感があるというような御意見をいただきました。栃木県の特徴のような点がありましたら御紹介いただけますでしょうか。

○ 栃木県は地方特有の地域や組、班といったコミュニティが成立しているために、家族の意思決定や財産管理に関しては身内で何とかするもの、また家庭内の特にお金に関することを余り公にオープンにしたくない、他人に相談することに対しての抵抗、恥ずかしい、格好悪い、近所の方に知られたくないといったような意識が根底にあるのではないかなと思いました。たまたま昨日届いた市の広報紙に成年後見制度を知って安心というページがあったので、やはり自分がこういうところにかかわっているものですから、気になって見てみましてPRしていると思ったのですが、これが一般の方、特に必要性のない方にとっては、ぺらぺらとめくってしまう1ページになってしまうのかなという感じはしました。

□ 栃木県は、県民の方の意識からして、身内のものは身内でという感じでしょうか。抵抗感はやはりございますか。

○ 先ほど委員長がお話しされた法の日週間の行事の一環として成年後見の行事に、後見制度についてわからなかったものですから参加しました。40名ぐらいの応募人数に対して、出席された方が恐らく25名位だったのですが、県民の方の関心の低さといいますか、そういったことが現場に行ってみて感じられました。25名のうちの恐らく5名ぐらいが裁判所の調停委員だったので、そのほかの方になると20名ぐらいです。田舎なものですから、自分の家の中で処理しようという意識が多くて関心が薄いのではと感じました。

□ ありがとうございます。できれば身内でという意識が強いという御意見

をいただきましたが、他にいただいた御意見の中で、手続的な負担といったものも大きいのではないか、特に費用負担が大きいのではないかという御意見もいただいています。先ほどDVDを見ても難しいということでしたが、裁判所に申し立てるといふ裁判所で色々と手続をすること自体が大変という感じなのか、かなり敷居が高いというところございますか。

○ 私も法の日イベントに後見に関心のありそうな友人を誘って参加しました。イベントが終わった後で、面倒でこんなのやっつけられないというのが友人の最初の一言でした。配布された書類が結構分厚く、また、医師や介護している方など色々な方の意見を聞いて、その上で裁判所が判断して後見人を決めるようになっていますが、その判断する材料として裁判所が要求している書類の多さに、自分ではやっつけられないなということで、友人との話が終わってしまいました。私自身も、手続の煩雑さに大変抵抗があります。最後は裁判所が判断するのですから、皆さん安心してこの制度を使ってくださいという意味なのかもしれませんが、裁判所は間違った判断をしたくないために、手続きが色々あり、医師のところには本人が行った後で、もう一回別の手続きがあるなど、説明されたことが余りにも煩雑で、引いてしまいます。それから、私はシニアクラスの人たちで構成している婦人会の長をしていますが、皆さんやはりこの後見制度を御存じないです。何故かというところ、そのようなどころまでレクチャーするアプローチが全くないからです。私はたまたま裁判所にかかわっていたので、言葉もわかり学習する機会もありましたが、自治会、自治連や婦人会の団体などで、このような講座を開いてみませんかというアプローチは何か全くないような気がします。

□ そういうアプローチ、積極的にそういうところに出て行ってPRすることが必要だという御意見ですね。

○ PRと、やはりもう少しやりやすいとか、利用しやすいという点を考えていただきたいです。

□ DVDなどに関しても、用語が難しい、概念が難しいという御意見もいただいているところであります。前半は現状についての背景、原因についての御意見をお聞かせいただきましたが、こうしたらいいのではないか、役所は少しPRが上手でないのかどうか、この前半のテーマについて他に御意見はございますか。

○ 先ほどの書類や手続の話でも出ましたが、私も仕事上様々な書類を扱っていますが、自分が仕事で実際に扱った書類ならばすぐ書けますが、同じ職場の中でも扱ったことのない書類はなかなか作成するのが難しいです。この後見人の申立てに関しても、一生に1回作成するかどうかという書類になると思いますが、やはりなじみのない書類を作成するというのはかなり難しい部分があるのかなと思います。そういう意味では、少し支援をしてあげるようなことも、その申立てがスムーズに行く方策になるのではと考えました。

(2) 成年後見制度の今後の在り方について

□ この成年後見制度は、今非常に動いている制度であります。法制度という点でも先ほどのDVDに関して資格制限の撤廃という説明がありましたが、利用しやすいような形にしようということでもありますし、運用という点でも、非常に今制度が動いている状況であります。まず、今回事前に、成年後見人の選任について、親族等の候補者を中心に選任していこうという動きについてどのようにお考えですかという点に御意見をいただきました。当初は親族等が多かったのが、不正等もあって非常に専門家が増えている状況があり、そのような状況をまた少し見直して、親族等にお願いするという方向ではどうですかということです。いただいた御意見では、ケース・バイ・ケースで専門家の関与が必要という場合もありますが、基本的には賛成という御意見が非常に多かったと思います。それから、それを前提とした上で、親族後見人をこれから親族の方をお願いしていくに当たって、どのような課題があり、どういうことをしなければならないのかという点についても御意見をいただ

いております。まず1つは、そもそも後見人において制度の理解、例えば専門的な知識をきちんと理解していただく必要があるのではないかとといったような御意見をいただいております。この点について、御紹介いただいてもよろしいでしょうか。

○ 先ほどもお話ししましたが、大学教育をしていく中で、法学部生でありながら余り知識がないわけです。特に初学者には、そういうときに授業を通じても細かいところは話をすることができません。法学部教育においてはリスクについての話を重点的にしています。このようなリスクを負いますよということを話すわけです。当然法学部生ですから一定程度の理解はできますが、他学部の学生に対しては、恐らくこのようなリスクに関する理解は難しいかと思えます。そういうときにですが、最初のDVD上映のような啓発活動を行っているということは理解はしておりますが、先ほど出た意見のとおり非常に見ているのがつらいということもよくわかります。ですので、これについては、リスク管理という意味でも知識不足を補う研修等を行うことが望ましいのではないかと思います。先ほど説明にもありましたように、中核機関等が設置されたときには、そこでフォローアップをすることも当然考えられるわけですが、これとあわせて、よりPRにつながるよう、このような活動をしていく必要があると考えます。

□ 今発言されたことと同じように、どの程度専門知識が必要かという点も広く周知していくことが重要といった御意見もいただいているところであります。このような、後見人になられる方の知識というものをしっかりと付与していくという以外に、中核機関の話も出ましたが、さまざまな方策によってサポートすることが必要だという御意見もいただいているところです。後見人になったときのサポートとしては、1つには裁判所の監督ということで、親族の場合にはしっかりと裁判所が監督する必要があるということでしょうか。

- そう思います。
- 親族の場合ですと監督人をつけたほうが安全だという感じでしょうか。現在は、運用で行っていますが、きちんと後見監督人の選任等も行うべきだという御意見もいただいているところでもあります。その上で、現在行っている支援の方策に加えて、先ほど話が出ましたとおり中核機関というものを今作ろうとしているところでもあります。そもそもこの中核機関という話自体が余り知られていないのかもしれませんが、本人と後見人のチームに対して地域の連携やネットワークを利用して地域のそれぞれのセクションから色々な支援をしていこうということでもあります。介護の問題、医療の問題、福祉の問題等について様々なサポートが必要であり、そういったものをまとめていく、あるいはその他もろもろの業務を行うのが中核機関ということでもあります。けれども、先ほどの紹介のとおり、この中核機関について栃木県ではまだ設置に向けた動きというものが本格化していないという状況であります。中核機関の設置を進めるためにはどうしたらいいのかという点について御意見いただけるとありがたいのですが、仮に今、小さい自治体の場合ですと予算面等の問題もあってすぐという動きにならないような場合に、どういうことをしていけばいいのかという点について、もし御示唆をいただければありがたいと思います。行政の立場から御感想等ございますか。
- 国、それから都道府県、市町村で色々な行政の施策を行っているわけですが、最近の状況を見ますと、例えば全国的に何かをしましよと、国のほうで何かをしましよという場合に、市町村を通じていろいろ行うことが多く、市町村の負担が非常にあらゆる面で多くなってきています。これは広く福祉や医療の面でもですが、市町村の業務が非常に多くなってきている中で、今回も市町村でということで、やはり市町村の負担を幾らか軽減するようなこともあわせてやっていかないと、市町村に受けてくれと言っても、財源の問題や人の問題で、ちょっと難しいのではと思います。

□ ありがとうございます。中核機関につきましては、今、栃木県は自治体と話し合いながら中核機関の設置に向けていろいろと活動されています。裁判所としてもそのような自治体の集まりや協議会にオブザーバーとして参加して情報提供させていただいているところでもあります。先ほどの説明のとおり特に親族の後見人が十分に活動できるためには、このような中核機関のサポートが非常に重要だと思いますので、裁判所としては引き続き努力してまいりたいと思っております。なお、今後の成年後見人の制度のあり方について、御質問もいただいておりますが、リスクの管理について、例えば後見人を裁判所が選任し不正が発覚した場合、その責任は後見人のみで、裁判所は任命責任を負わないのかとの御質問について、裁判官から回答いただけますか。

○ 任命責任の意味をどう捉えるかになりますが、先ほどDVDの中にありましたとおり、後見人が問われる責任としては民事上の損害賠償、あるいは刑事責任があります。国が民事責任を負うかどうかという点では裁判所も国の機関ですので、国家賠償の責任を負うかどうかということになるかと思えます。その観点から裁判例を調べましたら国家賠償が認められた事案があります。それは、いろいろ理由はありますが、単に成年後見人の選任や後見監督に何らかの不備があったという場合だけでは足りず、その選任の際に成年後見人が被後見人の財産を横領することを認識していたり、横領することを容易に認識していたにもかかわらず、さらなる被害の発生を防止し得なかった場合などには権限を逸脱して著しく合理性を欠くということを理由にして国家賠償が認められた事例があります。

□ ということで、多分例外的と言っているとは思いますが、そのような場合には裁判所も賠償責任を負うとされたケースはあります。

○ これからますます制度の必要性が出てくるなということを私も思っていますが、今ニーズとして表に出てこないのはやはり他にもっと喫緊のニーズ

があるから、実際にニーズが表に出ないと思うのです。表面化せず裏に隠れていて、実際にこの制度がないと大変なことになるとは思われていないのです。地域連携ネットワークに関しては、どんなところにもこのようなネットワークのイメージ図が出てくるのですが、誰が中心になるかもわからなかったりします。今回の場合は中核機関だけ市町村が受け持つて行うということなのですが、認知症高齢者や障害者という方たちには、これを取り巻いている方が大勢いるので、関わっている人みなにこの制度をもう少し知ってもらえれば、問題が起きたときにこういう制度が使えるよ、こうしたらいいよと言ってもらえるのかと思います。ですからネットワークというのは、ここに関わっている人みなに後見の知識とか制度を周知するのがまず一番必要じゃないでしょうか。あとは、自分もそろそろと思う人たちに届くのは、やはりいいこと情報よりも悪いこと情報のほうが気にとまると思うのです。だから、自分もこんなことになってしまうのかとか、何か社会問題化してくるとみな勉強するでしょうし、あるいはそれが市民ニーズになり、市も市民のためにやらなければならないと思うのです。

□ 広報するに当たってどこをポイントにしていくかは、このようなネットワークに関わる人たちを中心にということですね。また、問題が生じるということでは、例えば親族や介護施設の横領や不正事案であるとか、あるいは高齢者の方が悪徳商法にひっかかってしまうとかあると思いますが、いろいろ大変な問題が起きるといったことも積極的にアピールしていくという非常に重要な御指摘だと思います。ありがとうございました。

○ ほかの市町村が手を挙げていないというのは、どのようなものかイメージできなくて、横並び的に他の市町村が行うのを見て、メリットがあるならと考えているところが結構多いと思います。この地域連携ネットワークの図を見ても私などは具体的なイメージがあまりできないのです。さっきインターネットで見ましたら、もう取り組み始めているところもあり、そういうとこ

るでうまくいった例をもう少し積極的にアピールしていくというのは必要じゃないでしょうか。

- おっしゃるとおりですね。中核機関のあり方についても、それぞれ自治体の実情に応じてどう作るかということもあろうかと思えます。裁判所としても、全国的に各地の状況や自治体の取組例の紹介を受けたりしていますので、どのような情報提供をしていくかという点は県とも連携したいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

最後に、現状と今後のあり方に関して事前に御質問のあった点について回答させていただきたいと思いますが、まず投資や株式などペーパーレス化によってなかなか本人以外による財産の確認が難しい状況が出ているのではないかと、そういう場合にどう解決していくのかという問題があります。この点につきましてご説明します。

- 後見開始に伴って財産調査を後見人が行うことになりますが、現在は後見人が就任後に本人宛ての郵便物や自宅内にある通帳等を手がかりにして財産調査をしていると裁判所のほうでは聞いております。ペーパーレス化が進行するとそういう手がかりになるもの自体がないという事態も考えられます。あるいは、プリントアウト等して手がかりになる印刷物はあるとしても、パスワード設定などセキュリティー上アクセスが難しいという非常に能力を要する事態もこれから出てくると考えられます。これは成年後見に限ったことではないのかなとは思っているところですが、当庁においてはペーパーレス化が原因で本人の財産が全くわからないという相談を今のところは受けたことはありません。これはひよっとすると後見人の方で何らかの手がかりがあって、それで金融機関等に問い合わせをして財産把握に努められているのではないかと想像しているところがございます。ただ、御指摘の問題はありますので、ペーパーレス化が原因で財産調査に難を来すという場合の対処については検討していきたいと思っております。補足ですが、申立て時に財産目録

をつけることになっておりますので、財産がわからないと申立ての支障になるのではないかという疑問を持たれているのかなとも思いますが、申立て時には徹底した財産調査をお願いしているわけではございません。ある程度わかればよろしいということにしております。財産目録をつけていただくのは、どういう方に後見人になっていただくのかという目安にするためであり、徹底したものを求めているわけではないということをつけ加えたいと思います。

□ 最近は特にネット証券やネットバンキング等で、通帳の類がないとなかなか手がかりがないということもありますけれども、今の取扱いの実情は御説明申し上げたとおりです。それから、後見は非常に多いが、保佐、補助が少ないという点について、裁判所としてはどのように考えているのかとの御質問がありますので、その点はどうぞでしょう。

○ 御指摘のとおり、後見開始の審判に比較すると補助、保佐が少ないということで、人間の判断能力はだんだん衰えていくということを考えますと、後見よりもその前段階である補助、保佐のほうが数は多いはずだろうというのは推測できるところであります。ですので、補助、保佐のほうが少ないというのはちょっと不自然ではないかという見方もできます。しかし、一方で補助、保佐というのは後見に比べると能力的にはまだ衰えが少ないということで、逆に福祉サービスなどをうまく利用することによって日常生活にはこれといった支障が出ていないこともあり、結局申立てにはつながらないとも分析できるかと思えます。裁判所としては、法定後見の広報の周知に努めているところですが、ここでいう法定後見は、補助、保佐も含めるのですが、法定後見というとどうしても後見状態をイメージしてしまうということで、そうであれば広報の方法を少し工夫する必要があるのかなと思っております。結局は成年後見制度の全般の広報、周知という課題につながっていくのかなと思っていますところでは。

- この件に関しまして質問しましたが、成年後見は申立て件数自体が非常に多い中で、裁判所から見てこれは保佐で十分ではないか、補助で十分ではないかという案件が恐らくあるのではないかと思われるところ、成年後見の申立てとなっていますので、そのまま進めるのかどうかに関しての質問です。実質的判断としてレベルを下げる、また逆にレベルを上げるということを裁判所の実務として行っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。
- 後見制度は、御本人の行為能力制限になりますので、後見の申立てがあっても、書類上見ていくと、この方は、保佐ではないか、あるいは補助ではないか、残存能力がまだあるのではないかと思っただけの場合には、鑑定等手続を踏んで、そうであれば趣旨変更という形で、より制限のない方向に趣旨変更していただいています。ですので、申立てが後見だから後見を押し通す、逆に保佐、補助の申立てだが、どう見ても判断能力はもう失われているような方に補佐、補助で通すということはございません。
- 最後の質問として、利用促進のためには手続の簡素化が必要ではないか、他方で簡素化すると不正利用等が起きるのではないか、このいわば2つの両立をいかに図っていくのかという非常に難しい問題がありますけれども、いかがでしょうか。
- ここでいう手続の簡素化とは、法改正を要しない、運用を緩めるということになるのかと思いますが、利用の障害になっている原因をまず分析し、次に運用を緩めることによって利用が促進されるのかどうか、見きわめる作業をした上で、利用が促進される、あるいは期待できるとなったときに、今度は不正防止の観点から、現在ある不正防止策、手段は有効かどうか、あるいは新たに防止策を講ずる、用意する必要があるのかどうか、そのような検討を踏まえて手続を簡素化することになると思っております。手続の簡素化をしても、それが直ちに不正行為の増加に結びつかないという一応の見通しが

あって初めて簡素化を実現できると考えているところです。そのようにしてバランスをとろうかというところです。

- そもそもこの制度自体をどういう人が使うのが適当なのかという具体的な事例を示したほうがいいのではないのでしょうか。こういう制度がありますよと言っているだけでは多分利用につながらないと思います。例えば認知機能が下がってしまった方というのは大勢いらっしゃると思いますが、その中でもこのような背景をお持ちの方は使ったほうがいいのかということです。これは御家族も含めての問題になってくると思いますが、そこまでやはり周知したほうがいいのかと思います。仕事柄、成年後見制度について当然知ってはいましたが、自分の身内で認知機能が落ちた者が現れた時に、私自身はこの制度を利用したほうがいいのかというアドバイスは全然思いつかなかったです。別な方法をアドバイスして終わりにしてしまいました。どの辺までを制度利用したほうがいいのかと考えているのか、認知機能が低下した方は全て利用したほうがいいのかと考えているのか、それとも家族関係を含めてどういう背景があったときに使ったほうが、より後々トラブルが少なくて済むとか、そういうところまで、やはりよく宣伝したほうがいいのではないのでしょうか。
- 御指摘のとおりで、ニーズも含め、具体的なこういう場合には非常に有用だということも含めて、やはりPRが必要ということですね。ありがとうございました。

本日は、本当にさまざまな貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。今回いただきました御意見も踏まえて裁判所としても今後の運用に生かしていきたいというふうに思っております。

5 次回のテーマ

「児童虐待防止と家庭裁判所のかかわりについて」（仮題）とする。

6 次回期日

令和2年7月8日（水）午後2時から4時まで

以上